

2021年3月18日
株式会社 山梨中央銀行

一部のお手続きにおける「印鑑不要化」の取扱開始について

株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）は、2021年4月1日（木）から、個人（含む事業性個人）のお客さまを対象に、一部のお手続きにおきまして、運転免許証などの本人確認書類をご提示いただくことにより、依頼書などへの届出印の押印を不要とする取扱いを開始いたします。また、これに伴い、預金規定を一部改定いたします。

当行は、今後もお客さまの利便性向上につながるサービスの提供に努めてまいります。

1. 取扱開始日

2021年4月1日（木）

2. 「印鑑不要化」の対象となるお手続き

	対象となるお手続き
預金	残高1万円未満の普通預金（含む総合口座）および貯蓄預金のご解約手続き
融資	「返済予定表」の再発行手続き
	「借入金利息証明願」の発行手続き
	「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の発行手続き
その他	口座振替停止の手続き
	キャッシュカード等の再発行手続き
	紛失の届出をされているキャッシュカード等の発見時の手続き
	「取引明細書」の発行手続き
	「残高証明書」の発行手続き
	「JiMOCA」クレジットカードの暗証番号変更手続き
	「My Debit（山梨中銀 Visa デビット）」の暗証番号変更手続き
通帳レス口座・通帳式口座への切替え手続き	

※ 対象となるお手続きの一部において、取扱条件によっては「印鑑不要化」のお取扱いができない場合があります。

3. 改定する規定

普通預金規定	総合口座規定	貯蓄預金規定
--------	--------	--------

※改定内容は別紙をご参照ください。

4. お客さまからのお問い合わせ先

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

【電話】0120-201862 ふれあいハローに 照会コード「9」

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00

（ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。）

以上

普通預金規定 新旧対照表

現 行	改定後
<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (預金の払戻し) (1) (省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) 前記 (1) の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p> <p><u>(3) ～ (4) (省略)</u></p> <p>6. ～8. (省略)</p> <p>9. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記 10. により補てんを請求することができます。</p> <p style="text-align: right;"><u>(追加)</u></p> <p>(10. 以下の条項は省略)</p>	<p>1. ～4. (同左)</p> <p>5. (同左) (1) (同左) <u>(2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p><u>(3) 第1項および第2項の払戻しの手続きに関して、当行は、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p> <p><u>(4) ～ (5) (同左)</u></p> <p>6. ～8. (同左)</p> <p>9. (同左) <u>(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記 10. により補てんを請求することができます。</p> <p><u>(2) 第5条第2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>(同左)</p>

「総合口座規定」および「貯蓄預金規定」についても、上記と同様の改定を行います。